

第五期第2回練馬区福祉有償運送運営協議会 議事録（要旨）

- 1 日時 平成25年11月13日(水) 午前10時～午前11時30分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎アトリウム地下 多目的会議室
- 3 出席者 八重田委員 荻野(陽)委員 松岡委員 成田委員 溝上委員
伊藤委員 椿委員 奥山委員 古橋委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 3名
- 6 議題
 - (1)開会
 - (2)委員自己紹介
 - (3)第五期第1回 議事録の確認
 - (4)練馬区における移動困難者等の現況について 他
 - (5)一般社団法人「たまみずき基金」の新規登録協議
 - (6)福祉有償運送団体登録更新時の運送実績把握資料（案）について
 - (7)その他
- 7 配布資料
 - (1)第五期練馬区福祉有償運送運営協議会委員名簿
 - (2)第五期第1回 議事録
 - (3)練馬区における移動困難者等の現況について
 - (4)練馬区における福祉有償運送の平成24年度実績について
 - (5)一般社団法人「たまみずき基金」の新規登録書類
 - (6)福祉有償運送団体登録更新時の運送実績把握資料（案）

1 開会

○会長

それでは、ただいまより第五期第2回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

この協議会についてですが、本来10月に開催予定ということでございましたが、台風27号の影響を考慮し、急遽、本日に日程を延期させていただきました。

皆様には多大なるご迷惑をおかけしましたが、本日はご出席ありがとうございます。

本日は、1団体の新規登録の協議を予定しております。

2 委員自己紹介

○会長

区の職員の委員のうち、交通企画課長が人事異動に伴い交代となりました。本日は他の公務と重なり欠席とさせていただきますが、よろしくお願いいたします。

任期は本日より平成26年9月30日までとなっております。

3 第五期第1回 議事録の確認

○会長

次第の3の第五期第1回の議事録の確認です。

議事録については、各委員の皆様にも事前にお送りさせていただいておりますが、何かご意見やお気づきの点があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

○会長

特にご発言がないようであれば、この内容で確定し、区のホームページでも公開させていただきたいと思っております。なお、それぞれの委員の方の個名は、ホームページ公開に当たっては表記いたしません。「委員」という形で載せさせていただきますので、よろしくお願いたします。

4 練馬区における移動困難者等の現況について

それでは、これより議事に入りたいと思っております。

次第の4、練馬区における移動困難者等の現況について、資料を用意しております。事務局から説明を行います。

○事務局（説明） 資料3「練馬区における移動困難者等の現況について」

○会長

説明が終わりましたので、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

高齢者の方も障害者の方も、それぞれ該当者の数が増えているということでございますが、その中で、区でも様々なサービスを実施しております。

練馬区における外出支援事業は色々ございまして、それぞれ項目別に見ると減っているものもあれば、増えているものもあるということで、区といたしましても、様々な事業を実施していく中で、移動困難者の方の移動のご支援をしているというところでございます。

○委員代理

資料3の中で、私どもが所管の公共交通空白地域について記載がございますので、これについて補足を行わせていただきます。

練馬区内には、道幅など物理的な理由で、どうしても民間の大型バスが入っていけない地域や、30分に1本以上のバス運行が無い地域があります。こうした地域については、公共側が何とかしていかなければいけないということで、6路線の「みどりバス」を運行しておりまして、年間約89万人の方にご利用いただいております。

私どもがこういうコミュニティバスを運行すると、民間のバスの営業収支にも関係してしまう。ちょっと離れた民間バスを利用するよりも、区が運行しているコミュニティバスのバス停が近い、という場合がございます。こうしたケースについては、各運行事業者やタクシー事業者にも影響がありますので、区では、公共交通会議を設置して、協議の場を設けています。

現在、光が丘と氷川台駅を經由して、環八と川越街道の途中にございます国際興業の北町車庫というところをつないでいる、氷川台ルートというバスを運行しております。

このルートについて、さらに練馬駅まで乗り入れ、また、北町車庫でとまっている部分を東武練馬駅まで延伸しようと、年度内の再編運行を目標に、取り組んでいる最中です。

再編できれば、北町方面から練馬までバス1本で来られるという状況ができますので、私どもはしっかりPRして、こういう路線を育てていきたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。

交通企画課から、練馬区で運行しているみどりバスの路線の再編について、補足説明をいただきました。

練馬区は南北の交通については、鉄道が東西しかございませんので、いろいろと外出するのが難しい地区がございますが、区として公共交通機関の整備も進めている、という情報提供でした。

○委員

そのバスに関しては、車両はどんな感じなのですか。ステップとか、リフトとか。

○委員代理

基本はノンステップバスを利用しております。

ポンチョというバスを使っておりますが、ツーステップバスもございまして、リエッセというバスを使っているルートもございます。これは北町ルートと大泉ルートという2ルートを通してはいるのですけれども、これはなぜ使っているかという、ツーステップバスの方が、小回りがきくので、本当はポンチョというノンステップバスを使いたくても、そのバスだと交差点が曲がり切れないという状況もあり、使っています。

ただ、北町ルートにつきましては、今年、ネックとなっている交差点の工事が終わりましたので、ポンチョという車両が使えるようになりました。今後は、ノンステップバスに変わっていく予定でございます。

○会長

よろしいですか。

○委員

難しいようですね。

○会長

練馬区の場合、幹線道路からちょっと入ると非常に細い道が多くて、これまでも、バスがなかなか通れない、物理的にすれ違いが難しい道路とかもある中で、小型バスを使うなどの工夫をしながら交通網の整備に努めているというところでございます。

ほかに何かご質問、ご意見はございますか。

○会長

それでは、この案件についてはこれで終了いたします。

5 一般社団法人「たまみずき基金」の新規登録協議

○会長

一般社団法人「たまみずき基金」の新規登録の協議に移りたいと思います。
それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

「一般社団法人たまみずき基金」の新規登録についてですが、まず、資料の説明に入る前に、今回の登録申請にあたっての背景について、簡単にご説明いたします。

たまみずき基金の母体である「株式会社たまみずき」は、居宅介護や移動支援事業などを行っている「たまみずきケアサポート」、放課後等のデイサービス事業などを行っている「放課後等デイサービスたまみずき」などを運営しております。主に知的障害のある児童を対象として活動しています。

放課後等デイサービスとは、「障害児の学童保育」というイメージの事業ですが、利用者である児童の通院や通学を助ける事業として、福祉有償運送を始める方向で動き出されたと伺っております。

ただ、ご承知のとおり、株式会社は福祉有償運送を運営することはできません。そのため、「株式会社たまみずき」としてではなく、「一般社団法人たまみずき基金」として、今回、登録申請を行うこととされたという状況を伺っております。

なお、自前の施設の利用者への援助ということをきっかけにしておられますが、事業が軌道に乗れば、それ以外の方にも利用していただく方向で検討しておられるということです。

それでは、資料5の要件確認表に沿って、概要を説明させていただきます。

まず、運送主体および事業所の所在地です。名称は、一般社団法人たまみずき基金。所在地は、練馬区石神井町7-32-7。代表者は、理事長の櫻井元様となっております。

事務所の名称および所在地については、運送主体と同一となっております。

次に、旅客から収受する対価についてです。

対価につきましては、距離制を採用しております。初乗り2kmまで350円。以後250mごとに50円加算することとしております。

運送の対価以外の対価は、介助料金として500円。こちらはベッドからの移乗や乗降時に介助を行った場合に適用するものとしております。

タクシー料金との比較についてですが、想定される主なケースということで、事業所から3km離れた介助が必要な利用者宅に迎車をし、そこから14km先の病院等に送り、病院から11kmの事業所に戻ったというケースで比較しております。

運送の対価のみを見た場合、タクシー料金の半額という基準は若干超えておまして、大よそ6割程度の設定となっております。

「対価以外の対価」を含めた総合的な対価として見た場合には、ほかの福祉有償運送団体と比較しても、ほぼ同程度の対価設定になっていることを確認しております。

次に、使用車両です。

普通車両の持込車両が2台となっております。

使用権原については、運送主体と自家用自動車の提供者との間で、使用に係る契約を締結しており、使用権原は運送主体が有していることを確認しております。

次に、運転者です。

普通免許所持者が2名。二種免許所持者が1名。合計3名となっております。なお、運転者全員について、免許が有効であること、過去2年以内に免許停止処分がないこと、また、普通免許所持者にあつては、道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号および同第3項第2号に規定する講習を受講していることを確認しております。

次に、運送対象です。

イ、身体障害者が2名。ニ、その他の障害のうち、知的障害者が6名となっており、このうち重複が2名いらっしゃるため、会員総数としては6名となっております。

各会員の妥当性についてですが、全ての方について、「移動困難とする具体的状況」の複数の項目に該当がありますとおり、困難度合いが高いものをご理解いただけていると思います。

また、要件確認表にお戻りいただきまして、最後の損害賠償措置については、車両2台とも対人対物無制限の自動車保険に加入していること、乗降介助時の保険にも加入していることを確認しております。

事務局からの説明は以上になります。

○会長

事務局の説明が終わりましたので、一般社団法人たまみずき基金さんから、目的ですか、利用者さんについて、もう少し補足説明をいただければと思います。

○たまみずき

ご説明にあったとおり、放課後等デイサービスとか、居宅介護、移動支援の事業などをやっている母体となる会社がありまして、それについて自動車での移動というか、利用者のほとんどが石神井特別支援学校や、練馬の特別支援学校、高等部になりますが土支田の支援学校。あとは、移動支援とか居宅介護の利用者については、大泉の肢体不自由支援学校の利用者さんとかが多くいらっしゃいます。

その中で、移動支援は、もちろんヘルパーさんがついて、いろんな場所に出向いて支援させていただいているのですけれども、やっぱり車で遠出したいであるとか、通院だとか、あとは高等部の利用者さんは、卒業後にいろんな成人の施設に来るのですが、福祉園と呼ばれるところ以外は、送迎がほとんどされていない。施設内の活動はそこに行けばできるという利用者さんも多くいらっしゃるということで、福祉有償運送という制度を知って、申請という方向になりました。

この法人自体は、この事業だけではなく、ほかの事業もやっています、ほぼボランティア団体なのですが、主に練馬区内の障害を持った子どもたち向けの、宿泊を伴ったキャンプとかも9月に1回実績がありまして、その事業も毎年行っていく予定です。

宿泊を伴って、親御さん無しでということで、ボランティアと子どもたちだけで宿泊

して、余暇を楽しむということもやっています。

今後については、福祉有償運送と、キャンプと、あとは、この協議議会では直接関係ないですが、成年後見の事業などもやっていきたいと考えています。

○会長

ありがとうございました。たまみずき基金さんから補足説明をいただきました。

ここからは皆様からご質問とかご意見がございましたら頂戴したいと思います。

○委員

一つお伺いしたいのですけれども、知的障害とか肢体不自由をお持ちのお子さんとかが中心で、移送行方ということですが、現状では、例えばガイドヘルパーさんと一緒に、公共交通機関やタクシーなどを利用するのがなかなか難しい方が対象になっているということですか。

○たまみずき

そうですね。

主には、通学と通所です。通所は移動支援が認められていません。あとは通学で、公共機関を乗り継がないといけないとか。大泉学園町のあたりから練馬の支援学校まで行くには、公共交通機関のルートがすごく複雑で、乗り継いでいかななくてはいけなくて、車で行けば15分とか20分で着いてしまうような場所の利用者さんがいらっしゃるの、そういうことで主には使っていくということで考えております。もちろん、ヘルパーさんがいれば行けるのですが、公共交通機関を使うと1時間以上かかってしまうという方もいらっしゃいますので、そういう方向けということになると思います。

○委員

個別のチェックシートの中に、例えば、高度障害が結構強い方とかが見受けられたりするの、そういう部分もあって使いにくかったりするのかなと思って。時間はかかるけれども、乗れる方も中にはいらっしゃる。

○たまみずき

もちろんいますが、あとは高度障害であるとか、こだわりが強い方とか、朝の通勤時とかというのは、ちょっと難しいのではないかな。行けなくはないですし、やろうと思えば、もちろんやれます。しかし、時間がかかりすぎてしまい、通学や通所の開始時間には間に合わないことが考えられます。

○委員

わかりました。

○委員

運送の対価のところ、初乗り2キロ350円で、以後250メートルごとに50円加算ということですが、250メートルという単位はどうやって計算する形ですか。

○たまみずき

今、グーグルマップとかで、ルートをやると距離が出るので、それで計算して、何メートル、とする感じです。

○委員

乗ったときのメーターではなくて、あらかじめ地図で調べるということですか。

○たまみずき

そうです。ほぼ、あらかじめ決まったルート、決まった距離の請求を、実費ではなく、そこで請求していくということを予定しております。

○委員

介助料金というのは、これは1回500円ということですか。往路復路合わせてということですか。

○たまみずき

1回です。片道の場合もあれば、往復の場合もありますが、1運行について500円となります。

○委員

往復の場合には、往復も含めて500円。

○たまみずき

そうです。

○委員

わかりました。

○委員

今の対価のことで、もう少し教えていただきたいのですけれども。

グーグルマップでということは、実走ではないので、測ったものに比べて、実際に走ったら短い場合もあれば、長い場合もありますし、予定していたルートを、工事だとか、いろんな理由で迂回したりすると、距離が変わってきてしまいますよね。

そうすると、団体としては、ガソリン代の負担が大きくなったり、利用者さんとしても、実際の走行距離に比べて過大な請求となる可能性があると思います。タクシーやほかの団体の料金は、メーターに基づいて実際の走行距離で算定されていると思います。

知的障害の方の場合、自身でメーターの確認が難しいという面もあるので、グーグルマップで距離を計測するという方法を採用するということなのですか。

○たまみずき

おっしゃるとおり、工事とかで通れなくて迂回しなくてはいけなくて、渋滞で時間がかかったとか、時間は関係ないのですけれども、迂回しなくてはいけなくて距離が長くなったという場合は、その後のドライバーの報告で、料金を実費程度にするというのは、それは臨機応変に対応したいと思っております。

○委員

臨機応変というのは、事務局で確認して、利用者側が確認する術というのはないのですか。

○たまみずき

実際にお客様を乗せたときの記録で、走行距離とかは記録するので、そこではできるのかなと、思います。

○委員

その記録を提示した上で、実際の走行ルートはこうなったので、最初にお約束した運賃ではなく、実際の走行距離による運賃の差異を説明して、利用料金を訂正するということですか。

○たまみずき

訂正して、納得いただいた上で請求するという形にします。

○委員

介助料について、片道で1回として、片道ずつで介助料をとるという団体もあるので、すけれども、そうではなくて、往復で1回幾らという金額になるわけですか。

介助を行う場合、ヘルパーさんをお使いになると思うので、その人件費をきちんと確保しようということで、片道ずつ介助料を取るとい団体さんもあるので、往復で500円でいいですよというやり方をとられるのですか。

資料だと、片道ともとれるし、往復ともとれるし、それについて、今、質問が出るぐらいなので、利用者さんときちんと約束しないと、トラブルのもとにもなるのではないかという可能性を感じます。

○たまみずき

往復で1回と考えられれば、1回500円と考えています。

往路と復路を、完全に別々の人が行くとか、例えば目的が通院だとして、それについて、すごく時間がかかって、待たないで1回帰ってしまう場合には、往路と復路で、それぞれに500円となります。ですが、通院の場合、そこで、例えば1時間とか待って、帰りもその車で帰るといのであれば、1回500円です。

○委員

ドライバーが代わると料金が変わるとい条件だと、ちょっと曖昧なのではないかと思うので、はっきりと片道ずつとるのか、もしくは、そういう条件を明確にしないと、トラブルの元にもなるとい思います。

あと、受診のときとか、付き添いをする部分については、たまみずきのヘルプ事業で、別途そちらの介助が出るということになるのですか。それとも、車だけで待っていて、待ち料というのが、もうボランティアなのでお金は一切もらいませんということになるのですか。

○たまみずき

なります。

もし、ドライバーが何もしないでそこで待っているだけだったら、その料金は一切かからない。待ち時間はかかりません。

○委員

要は、今回提示された料金体系で運営できるかなということもあります。

福祉有償運送の事業として、たまみずきさんには運営母体があるから、その母体が寄附か何かで資金を賄うから、その運営ができるということも考えられます。事務所を兼用しているので、そういうので経費がかからないから、車の維持経費だけがかかる。

ガソリン代とか、車も、運営母体側の事業で使っているものを兼用するから、経費も運営母体側で負担するので、福祉有償運送については、ガソリン代が出ればそれだけでいいのだと。それに、もともと、運営母体側で雇い入れている人を、福祉有償運送でも使うのだからという考え方で、こっちはガソリン代だけでいいという趣旨があつてのことですか。

○たまみずき

そうです。当然、これだけでは多分成り立たないと思っているので。おっしゃるとい

りです。

○委員

福祉有償運送の事業を立ち上げていただくときには、今後も、やり続けていただけたいなと思います。事業を開始した当初は、現在行っている知的障害児を対象とする事業の利用者だけかもしれないけれども、今後は、そういう移動サービスがあるのであれば、使いたいなというニーズが地域に出てきて、利用者が増加することが考えられるので、事業が継続できるようになってくれたらいいなと思います。

その中での心配は、今みたいなことが出るのかなと思ったので質問させていただきました。

○たまみずき

なるほど。運送送迎だけでちゃんとやっていただきたいという、そういう意図ですか。

○委員

「運営の母体となる法人本体があるから、ガソリンだけでやれるから大丈夫ですよ」と言っていたら、それはそれでいいのですけれども、だんだん事業が広がってくると、この部門だけで人を雇いたいということもあるかと思います。そのときはそのときで、料金設定を変えていただければ、「運送の対価以外の対価」についても検討していただくことになるのかもしれないのですけれども、どういうふうに進めたいかによって、旅客から収受する「対価以外の対価」というものの設定は変わってくると思います。

母体があるから、そこは大丈夫とか、いろいろと各地域の中の団体の方針によって、とり方が違うものですから、参考として、また、心配な面もあるので質問させていただきました。

間違っているとかが、そういう意味ではないです。

○たまみずき

はい。ありがとうございます。

○委員

たまみずきさんに関しては、特に私は問題を感じないのです。

ただ、難しいなと思うのは、利用者の方が、現在行っている知的障害児を対象とする事業のサービスを利用している方ですよね。その方たちだけしかいないわけですね。

先ほどのお話の中では、今後、事業が軌道に乗っていったときには、少し利用者の拡大とか、運送事業の拡大も考えているというお話でした。

現況だけを前提に、その必要性を考えると、移動困難者は、練馬区にはこれだけいますよという話があって、その中での協議ということになると、非常に限られた人たちに対するサービスという感じがあるわけです。それを、ここで協議するという仕組み自身が、若干違うなと違和感を覚えるのです。

現状では、たったひと桁の人を対象にしてサービスを提供しますということになります。ただ、本当はもっとたくさんの人にサービスを提供してほしいという思いが、私としてはあるわけです。

これからどう取り組んでいくかは別としても、現状を見てしまうと、たったこれだけの人に対するサービスを福祉有償運送で行わなくてはいけないのかどうかというのは、私としては疑問というか、何か違う仕組みがないのかなというのを少し感じるわけです。

その仕組みがないとすれば、こういう場合でも登録するのは当たり前というか、常識なのですね。

○委員

自家用有償旅客運送の制度は、タクシーやバスといった事業では対応し切れない場合の制度です。制度上は自家用有償旅客運送の対象を絞れば、それ以外は全部タクシーの許可をとってくださいねという、消去法でいけばそうなります。

人を有償で自動車を使用して運ぶ場合には、許可なり登録が必要となりますので、福祉有償運送を行う場合には、対象者を絞って特定しておく必要があります。

○委員

たまみずきさんの利用者が、主に通所とか通学とかに使うとおっしゃっているのですね。たまに病院に行くかもしれないし、たまにどこかに遊びに行くかもしれないよという話をされていまして、それに対応できるような別の制度はないのかなと思ったのです。

福祉有償運送は、「福祉」という名前はついていますが、この協議会は「運輸」のカテゴリーの話をしています。だから、運輸支局の職員が参加しているのだと思いますが、ほかの福祉の制度でカバーできることはないのかなと思ったわけです。

今回は別に、登録することについては反対しないけれども、ほかの制度でフォローした方がマッチするというか、お話に合うように感じました。

○たまみずき

私も結構、障害福祉の制度はよく勉強している方だと思いますが、そのような制度は無いようです。

○委員

ないですか。

○たまみずき

恒常的にできるものはないです。

○委員

確かに障害福祉の分野で利用できる制度があったらいいなと私も思うのです。

国の委員会とかでも、通学と職場に通うときに使える制度がないということは、毎回、話しができます。今回も、障害者総合福祉法の中で、附則に入ったので、あと何年かしたら、もしかしたら通るのではないかと、みんな期待しているのですけれども、居宅の場合には厚労省の制度の範囲内ででき、職場や学校に行くと、学校の中では文科省の制度で介助が得られたりもしますけれども、居宅から職場や学校の間での支援については、どこの省庁も今は手を出していないということが、テーマとしてはあがっているのです。

その附則の中に書かれていたのが、厚労省から手を出そうということで、重度訪問介護やガイドヘルパーなどの利用ですが、全国的に見ると、ガイドヘルパーも使えないところが多いのです。

居宅の中の重度訪問介護とかのヘルパー制度を、通学で学校に引き渡すまで使えるようにしようというのが、今の流れになっています。もしかしたら、たまみずきさんが、それを使えるようになった段階で、もう少し福祉有償運送のあり方も変わってくるのかもしれないなと思ったのですけれども、ないですかね。

○委員

そのような制度や仕組みができてしまえば、たまみずきさんが、この福祉有償運送をやる必要が、逆になくなってしまうのかなと。

○委員

それはそれでいいことなのかもしれないですけども。

○委員

今回のケースは、制度のはざまにあるように感じました。そういう認識で皆さんもいらした方が、いいかなと思います。

本来であれば、違った制度があれば、この協議会に来なくてもいいケースかなと。それを皆さんが理解した上で、今回はほかにはないからということで、努力してもらおうかどうかという判断になってくるのかなと思いました。

○会長

ありがとうございました。

今、いろいろとご意見をいただきましたけれども、本来は制度としてきちんと保障されるべきところが、今のところない中で、たまみずきさんが、まずは会員さんを対象とした送迎をやる。

ただ、委員からもご発言があったように、介助料金の定め方や、待機時間の料金が今の計画書では全く入っていません。今後に向けて対象者を拡大していくとか、会員が増えていけば、利用に当たっての課金体系等は、もう少し明確にしておかないと、後々、いろいろとトラブルになったり、利用後に、事前の説明とは違うではないかということでのトラブルを起こさないようにという意味からのご発言もあったのかなと思っています。

ここまでのご議論を整理させていただきました。

それについては、この場で対応をどうするというのは難しいかとは思うのですけれども、介助料金については、行って帰ってくるだけの場合は、1回500円ということでもよろしいでしょうか。

○たまみずき

往復でも片道でも、1回として考えて、1回幾らというご請求をさせていただきたい。

○会長

ほかに皆様から、ご意見、ご質問等はございますか。

○たまみずき

補足で。

利用者さんというか、お客様が増えてくれば、多様なニーズのご要望が来ると思うので、その際は、運営規定というか、料金設定も含めて、サービス内容をその都度改善していきたいとは思っております。

○会長

もう一点、私から。

距離について、グーグルマップで算出するとのことですが、渋滞等があつて予定と違うルートを走った場合については、どんな整理をしていますか。

○たまみずき

距離については、多くても少なくとも、その都度、決められた料金というか、事前にお話しした料金というか距離ではない場合は、その都度説明して、納得いただいた上でご請求するという形にしたいと思っています。

○委員

ルートが変われば、そのルートに応じて測ってやるのですよね。

○たまみずき

はい。

○委員

当然、最初に想定したルートがあって、そのとおりに行くわけですがけれども、途中でルートが変われば、その変わったルートをまた再度検索なりして、請求するのではないですか。

○たまみずき

要するに、実績としてこういう距離で走りましたみたいなもので、事後に結果をお客様にご報告して、それに納得した上で請求を行います。

○委員

途中でルートを変えたときには、そのルートに応じて距離を計測するのだと思うのですがけれども、それを事後的に、もちろん実際に行ったルートをグーグルマップなどで検索して、それに基づいて金額を出すということですよ。

○委員

走行時には、トリップメーターをもとに記録を取るので、実績のデータはとれると思います。

透析の患者会ですとか、学校とか運行ルートがあらかじめ決まっているようなところの場合は、契約のときに、この距離になっているので、毎回この料金でやらせていただきますという契約の仕方です。

一応は、こういった料金の提示はするのですがけれども、その上で、あなたご自宅から目的地まではこの距離になるので、この料金で毎回ご請求させていただくと、ひと月の金額が大体計算できますよね。そうしないと、同じところに行くのに毎回変わってくると大変だなという人もいます。あるいは、運行実績をもとに算定するので、迂回したら距離が変わるということもありますし、毎月の記録をもとに、介助でいえば何時から何時で、延長が入りましたから、あなたの時間数は幾らでご請求しますとすると、請求の方法はいろんなやり方があります。

○委員

トリップメーターは基本的にキロ単位なので、こういう50メートル単位というのは、かなり難しいと思うのです。

○たまみずき

なるほど。そうですね。今、気づきました。

○委員

ですので、お聞きしたのは、トリップメーターでやる場合には、この50メートル単位というのはまずできないはずなので、それでどうやって計測するのかなと思っていたら、グーグルマップとおっしゃっていたので。

○たまみずき

間違いなく迂回した場合はグーグルマップで計算します。

○委員

もしくは、大体ほかの団体さんが同じようにやっているのは、1キロ単位でやっているというのがあります。

もし、この250メートル単位でやっていくとなれば、実際に、地図なりで、もし仮にルートが違えば、そのルートを必ず運転手の方が覚えていて、そのルートで必ず地図なりで計測してやっていかないと、協議を受けた運賃とは違う形になってしまいますから、そういう形でやっていくということで、よろしいですか。

○たまみずき

はい。最初は、ほぼ通学とか通所というのが想定されているので、毎週同じ曜日の同じ時間帯で、同じルートでということになりますので、もし本当に同じルートなのに工事中だったらという場合は、多分せいぜい何十メートルとかそういうところだと。

○委員

そういったことがあった場合には、必ず実際のルートで事後的に計測しないとイケないですね。

○たまみずき

計測し直すということですね。

○委員

あとは、介助料金については、資料を読んだ限りでは、誤解が生じる可能性がありますので、もう少しこの辺の文言を明確化した方がいいのではないかと思います。

○たまみずき

はい。

○会長

今、さまざまなアドバイスもありました。その点については、今後、事業展開をしていく上で、利用者との関係が非常に重要になってきますので、ぜひ団体として、今いただいたご意見をもとに、もう一度考え方を整理していただければと思います。

○たまみずき

はい。

○会長

ほかに何か皆様の方からございますか。

○委員

対象の方は、結構、知的障害が重い方だと思うのですが、先ほどもあったように、途中の車の中で、具合が悪くなってしまうたり、パニックを起こしたりする可能性もないわけではないなと思います。運転手さんも慣れていらっしゃると思いますが、何か運転手さん向けに、「こういうときにはこう対応する」というマニュアルは考えていますか。

○たまみずき

当然、事前にアセスメントを必ずするので、電話を受けて「はい、やります」ということでは絶対ないので、それは大丈夫です。普通の福祉サービスと一緒に、アセスメン

トを必ずします。

○会長

では、皆様からのご意見、ご質問も出そろったかと思えます。

さまざまに改善すべき点ですとか、ご意見をいただきました。これを踏まえて、内容については、今後、改善をした上で、改めて申請の書類を整えていただくということで、これに沿った訂正をしていただいて申請をするということで、この場の協議は整ったということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長

それでは、どうもありがとうございました。ぜひ、今のご意見を踏まえて、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○たまみずき

ありがとうございました。

○会長

それでは、次第5の一般社団法人たまみずき基金の新規登録協議については、これで終了させていただきたいと思ひます。

6 福祉有償運送団体登録更新時の運送実績把握資料について

○会長

福祉有償運送団体登録更新時の運送実績把握資料（案）ということで、本日、資料をご用意させていただいております。

それについて、ご説明をよろしくお願ひします。

○事務局（説明）

○会長

ありがとうございます。

前回、協議会でいただいたご意見をもとに、このような形で資料を事務局（案）として用意させていただきました。何かご意見やご指摘がございましたら、お願ひしたいと思ひます。

○委員

本日、欠席された委員のご意見は伺っていますか。

○委員

今回の運営協議会の資料は、委員の方全員に事前に送付されています。委員の方から、何か意見が出されていますか。

○事務局

本日、欠席されている委員を含めて、事前には、特段のご意見はいただけていません。

○委員

それでは、事務局で作成した様式（案）を採用していいのではないですか。

○会長

特に、異論やご意見がなければ、この形で次回2月の更新登録協議から採用させてい

ただくこととしたいと思います。皆様、ありがとうございました。

7 その他

○会長

続きまして、本日、最後の次第7、その他になります。

本日、追加の資料として、机上に配付させていただきましたが、福祉有償運送に係る事務の権限移譲についてということですので、委員からご説明をお願いしたいと思います。

○委員

自家用有償旅客運送の実施に係る事務・権限等という資料につきまして、簡単にご説明させていただきます。

自家用有償旅客運送に係る事務につきましては、運営協議会での協議を経たのちに、その合意を得たという書面とともに運輸支局に申請いただき、登録を受けるというのが、現在のルールとなっています。

この事務につきまして、内閣府に設置されている地方分権改革有識者会議において、地方分権の観点から、その権限・事務を地方自治体に移譲できるかについて、報告がされたところです。

その報告書で、権限移譲について方向性が示されたところです。

まずは、事務権限の委譲については、現在、国で行っている事務等につきましては、担い手としては市町村がふさわしいと考えられ、事務・権限の移譲先としては、希望する市町村を基本とすべきである。

一方で、財政状況を含め、執行体制上の懸念などから、事務権限の委譲を希望しない市町村が出てくることも考えられるので、このような市町村に対しては、まずは移譲を受けやすくするための環境整備を国が行い、移譲の促進を図ることが必要である。

また、移譲を希望しない市町村の区域については、市町村とともに住民の暮らし全般に責任を負う立場にある都道府県が、上記のような意欲・能力を持つ場合に、市町村にかわって役割を果たすことが考えられますので、そうした場合については、希望する都道府県にも一応移譲することができるようにすべきであるという形になりました。

一応、これらの方向性が内閣全体として示されましたので、この報告書に基づきまして、現在、国土交通省で具体的な移譲に当たっての解消すべき課題を検討するために、国土交通省内部に検討会を設置しておりまして、その辺の作業を今、現在進めているところでございます。

現状としては、そういった方向性が示されたということで、とりあえずご報告をさせていただきたいと思ひまして、お話しさせていただきました。

また、今後、進展等がありましたら、この協議会でもお話させていただきたいと思いますが、今のところは、一応そういった方向性が示されたということで、現状の報告をさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

今、委員から情報提供ということで、国における検討等の情報をいただきました。何かご質問とかご意見はございますか。

すみません。私からで、これは大体いつごろまでにこの検討をして、何か最終的な報告がまとまるというのは、見込みとしてはあるのでしょうか。

○委員

一応、現在の目標というか目安ではないのですけれども、平成26年の通常国会に、何らかの法改正に上程できたらいいなというか、目安というか、そういったものはございます。

○会長

そういう状況であれば、またこの協議会の場で、進展状況も含めて、情報提供をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員

簡単に言うと手挙げ方式ですよ。 「やりますよ」という市区町村が、自分で手を挙げないとだめなのですね。手を挙げないとどうなるかということ、東京都が手を挙げるかどうかという話になって、東京都が「やらないよ」となったら、何も変わらず国に戻るという仕組みですよ。

○委員

そうですね。希望する市区町村がなければ、都道府県。都道府県が希望しなければ、現状どおりということです。

○委員

練馬区はどうされるのですか。

○委員

その辺は、まだ具体的には。

○委員代理

恐らく、こういう制度が変わる場合には、国ないしは東京都が正式な説明会の場を設けたり、文書が送られてくるかと思えます。今回は直接、国の方から情報提供をいただきましたので、説明を受ける機会があるかどうか確認していきながら、必要に応じて検討を進めていくのだと思います。

今回、こういう情報を私どもは初めてご提供いただいたものです。

○会長

今、交通企画課からもあったように、私どもも、こういう情報は今まで特に目に触れることがなかったものですから、これについては今後の進展状況も見ながら、練馬区はどうするかということは、今後、検討していくことになろうと思います。

○委員

アンケートもやられていましたよね。

○委員

権限移譲に当たっては、諸課題を解消して、地方自治法の中でどう位置づけるかとか、いろいろと解消すべき課題がありますので、それらを踏まえた中で各自治体が検討されると思いますので、今の段階でどうするかというのは、なかなかお答えしづらいと思います。

私どもとしては、そういう方向性が示されたという現状報告ということでご理解いただければと思います。

○会長

ありがとうございます。まだ、そういう段階だということです。

○委員

意向調査のアンケートが、国交省から東京都経由で、練馬区とか各運営協議会の事務局宛に来ていると思うのですが、そのアンケートは、ここでは公開しないですかという意味の質問をしたつもりなのですかけれども。

○委員

アンケートの内容や結果については、当然（国交省の）検討会では資料として提示することになると思いますが、この時点での提示は差し控えさせていただきたいと思いません。

○委員

まだ、公開はしないということですね。

○委員

そうですね。検討会では、資料として提示することになると思いますが。

○委員

運輸支局での扱いはわかりました。練馬区にはアンケートは来ていますよねという確認です。

○会長

アンケートは届いています。説明が不十分で申しわけございません。

○委員

それでは、検討されましたよね、意向調査ですからね。

○委員

今回のアンケートは、まだ、最終的な意向調査ではありません。権限移譲を希望するか否かは、別途、ある程度、権限移譲の内容や自治体の状況などが明らかになってきてから、行うことになろうかと思えます。

今は、まだその段階ではありませんので、ご理解いただければと思います。

○委員

仮に手が上がったとしたら、それ以降は、練馬区に申請登録を行うことになるわけですね。

○委員

大ざっぱに言えば、そういうことになります。

○委員

練馬区長が登録を了承したという形になるわけですね。

○委員

大ざっぱに言えばそういうことになると思います。

○委員

練馬区が希望すればですが、以降は、国交省ではなくて、練馬区に登録申請を行う。例えば、それが東京都になるかもしれないし、場合によっては、変わらずに国交省にな

ってしまうかもしれないということです。現時点での情報では、そういうことも考えられるということを、皆さんが認識しておくといいかなと思います。運営協議会のあり方も、若干、そういう意味では変わってくる可能性もあるとは思いますが。

○会長

内容を整理していただき、ありがとうございました。

ほかに何か皆様の方からございますか。

○会長

特に、ご発言が無いようですので、本日の議題は、以上で全て終了いたしました。

○委員

4月から消費税が上がるので、私どもの団体も利用料金を改定するかどうか検討しています。国土交通省としては、こうした理由での料金の改定について、何か簡便な方法とか対応などを考えていらっしゃるのですか。

○委員

料金を変更する場合には、運営協議会において協議を受けることになります。

○委員

原則どおりということですね。

○委員

そうです。消費税は運送の対価に転嫁することになりますが、料金を変更する場合には、運営協議会での協議が必要となります。

○委員

タクシー運賃も上がるのですか。

○委員

すみません。手元に資料が無いので、はっきりしたお答えはできませんが、基本的には転嫁する予定だと思います。

バス料金は、確かに消費税を転嫁する予定ですが、タクシーについては、どこまで方針が定まったか、今すぐにはお答えできませんので、ご了承ください。

○会長

社協では、消費税の税率アップに伴う料金変更を検討しているということですか。

○委員

そうです。

○委員

NPOによっても、消費税を納めるべき団体と、そうではない団体があるので、基本的には、消費税を転嫁する場合には、運営協議会で協議していただくことになります。

協議の方法については、各団体ごとに説明を行うのかというのは、あろうかと思いますが、基本的には協議を受けていただくことになります。

○委員

やり方については、運営協議会ごとに決めてしまってもいいのではないですか。

例えば、消費税の税率が5%から8%に上がり、多くの団体が、その上昇分を料金に転嫁するというのであれば、タクシー料金も上がるわけで、比率自身は変わらない可能性が大きいので、たとえば、書面会議という形での開催も可能ですよね。

これに乗じてというか、大幅に運賃を変えようという、便乗値上げのようなことがあるのであれば、運営協議会でチェックしようかという話になるけれども、単純に、消費税の増額分だけを上乘せするような料金変更の場合には、書面での持ち回り会議で十分かなと私などは思いますけれども。

○会長

消費税増税に合わせて、この運送の対価にどう転嫁させていくか、団体での方針が決まっていないというところだと思います。

仮に、消費税を料金に転嫁するというのであれば、この協議会にかける必要がありますが、その方法は事務局でも検討させていただきます。

あわせて、次回の運営協議会ですが、来年3月に登録更新の時期を迎える団体が2団体ございますので、平成26年2月に、運営協議会を開催する必要があります。

また、平成26年5月に登録更新の時期を迎える団体も3団体ございます。こちらについては、年度末の押し迫った時期ですが、平成26年3月に開催したいと考えております。

それでは、以上をもちまして、第2回福祉有償運送運営協議会を閉会させていただきますと思います。本日は長時間にわたり、どうもご審議をありがとうございました。

<事務局補足>

たまみずき基金の「運送の対価」および「運送の対価以外の対価」について
上記議事録にあるとおり、運送の対価の設定などに若干問題点が残っていたため、改善をするように指摘をし、協議会を終了しておりました。

その後、当該団体より改善案が下記の通り示されました。

・運送の対価について

「初乗り2kmまで350円、以後300mごと50円加算」に変更

・運送の対価以外の対価について

介助料金については「乗車から降車までを1回とする」と補足を加えた（往復の場合は2回分となる）

この改善案について各委員にお諮りしたところ、異議等のご連絡はありませんでした。
これを受け、上記の内容で確定し、平成25年11月28日付で当該団体に対し「協議が調ったことを証する書類」を発行いたしました。